

後期高齢者医療制度保険料率の改定等について

👉 令和8年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会（令和8年1月29日開催）において、後期高齢者医療制度の保険料率の改定等が決定されたことを受け、令和8年度及び9年度の保険料率等について報告する。

1 内容

1 保険料率における子ども・子育て支援分の新設

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の施行による高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の改正に伴い、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充等に必要な費用に充てることを目的とした子ども・子育て支援納付金が創設された。医療保険者が当該納付金を国へ納付するに当たり、被保険者から徴収する保険料に、納付に要する費用（子ども・子育て支援金）を含めることとする。

2 保険料率等

			令和6・7年度	令和8・9年度	増減	増減率
保険料率	均等割額	医療分	47,300円	53,300円	+6,000円	+12.7%
		子ども・子育て支援分	—	1,300円 ※	+1,300円	—
	所得割率	医療分	9.67%	9.88%	+0.21ポイント	+2.2%
		子ども・子育て支援分	—	0.26% ※	+0.26ポイント	—
一人当たり平均保険料額			111,356円	127,400円	+16,044円	+14.4%

詳細は別紙のとおり

※ 令和9年度の子ども・子育て支援分については令和8年度に改めて算定

2 施行予定日

令和8年4月1日

令和8・9年度 東京都後期高齢者医療制度保険料率等

別紙

		令和6・7年度	令和8・9年度												
保険料率	均等割額	医療分	47,300円	53,300円 (+6,000円)											
		子ども・子育て支援分	—	1,300円 (+1,300円) ※2											
	所得割率	医療分	9.67% ※1	9.88% (+0.21ポイント)											
		子ども・子育て支援分	—	0.26% (+0.26ポイント) ※2											
一人当たり平均保険料額		111,356円	127,400円 (+16,044円、+14.4%)												
区市町村負担金【特別対策2年分】		約219億円	約232億円												
収入額別保険料額	153万円	14,100円	15,200円 (+1,100円)												
	173万円	38,100円	42,400円 (+4,300円)												
	224万円	106,400円	115,500円 (+9,100円)												
	300万円	189,400円	203,600円 (+14,200円)												
	500万円	350,400円	372,400円 (+22,000円)												
	700万円	514,800円	544,700円 (+29,900円)												
	900万円	691,800円	730,400円 (+38,600円)												
	1,017万円	800,000円	843,400円 (+43,400円)												
※1 令和6年度は「賦課のもととなる所得金額（旧ただし書き所得）が58万円以下」の場合、所得割率は8.78%。 ※2 令和9年度の子ども・子育て支援分については令和8年度に改めて算定。 ※3 収入額は年金収入のみとし、令和7年度と令和8年度の金額を表記。（ ）は令和7年度との差															
<特別対策（5項目）内訳> <table border="0" style="width:100%"> <tr> <td>① 審査支払手数料</td> <td>約76億円</td> </tr> <tr> <td>② 財政安定化基金拠出金</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>③ 保険料未収金補填</td> <td>約53億円</td> </tr> <tr> <td>④ 所得割額独自軽減</td> <td>約5億円</td> </tr> <tr> <td>⑤ 葬祭事業</td> <td>約98億円</td> </tr> <tr> <td>区市町村負担金合計（2年分）</td> <td>約232億円</td> </tr> </table>				① 審査支払手数料	約76億円	② 財政安定化基金拠出金	0円	③ 保険料未収金補填	約53億円	④ 所得割額独自軽減	約5億円	⑤ 葬祭事業	約98億円	区市町村負担金合計（2年分）	約232億円
① 審査支払手数料	約76億円														
② 財政安定化基金拠出金	0円														
③ 保険料未収金補填	約53億円														
④ 所得割額独自軽減	約5億円														
⑤ 葬祭事業	約98億円														
区市町村負担金合計（2年分）	約232億円														

保険料率算定基礎数値等
<ul style="list-style-type: none"> ○ 被保険者数 令和8年度は「179.0万人」、令和9年度は「178.8万人」と推計。 ○ 医療給付費 令和8年度は「1兆6,987億円」、令和9年度は「1兆7,529億円」と推計。 ○ 後期高齢者負担率 国（厚生労働省）の通知に基づき「13.27%」とした。 ○ 所得係数 「1.55」と推計。 ○ 所得伸び率 1年あたり「0.32%」と推計。 ○ 出産育児支援金の財政影響 2年間で「45億円」（1人当たり1,268円/年）と推計。 ○ 賦課限度額 医療分を「85万円」（+5万円）、子ども・子育て支援分を「2.1万円」（+2.1万円）とする。 ○ 基金等の活用額 広域連合の管理する基金及び余剰金等で計423億円と推計。
保険料軽減対策
<ul style="list-style-type: none"> ○ 均等割額軽減 所得に応じ 7割（※）、5割、2割軽減 ※ 令和8・9年度の医療分：7割軽減 → 7.2割軽減 ○ 所得割額軽減（変更なし） 東京都後期高齢者医療広域連合の独自の軽減措置 賦課のもととなる所得金額（旧ただし書き所得） ・15万円以下 → 50%軽減 ・20万円以下 → 25%軽減 ○ 会社の健康保険（国保・国保組合は除く）などの被扶養者だった者の軽減（変更なし） ・均等割額 加入から2年を経過する月まで5割軽減 ・所得割額 当面の間賦課されない